

共同供養塔（仮称）設置について寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 平成28年11月22日 ～ 平成28年12月21日 （31日間）

意見提出人数 3人

提出意見件数（項目） 3件 （4項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	2	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 納骨部分の容量を3,000体納骨の計画としていますが、あまりにも規模が狭小であり、納骨容量が限界に達した時点で、新たな施設を作ることだが、初めから納骨容量を大きくするべきではないか。	納骨可能体数は、道内で共同墓を設置又は設置を計画している9市の状況を参考に3,000体と設定しましたが、納骨実績及び住民説明会、パブリックコメントにおける市民の皆様からの意見要望等を勘案し、納骨可能体数について再検討します。	A
2	2	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 親を共同供養塔に納骨し、自分だけではなく子供達も納骨できるような、大きさにしてほしい。 少なくとも1世紀位は納骨可能な容量にとすべきではないか。 個々がお墓を持つ形から、共同供養塔へ納骨するよう、政策的に誘導すべきではないか。	1世紀使用可能な容量の施設を建設することは現実的に不可能であり、時代の流れとともに新たな納骨方法が主流になることも考えられます。 共同供養塔は、少子高齢化や核家族化によるお墓の継承問題や経済的理由、価値観の変化に伴う埋葬形式の多様化に対応するため設置するものであります。 したがって、宗教や埋葬の考え方が個々に異なることから、それぞれの状況に見合った埋葬形式が必要であります。 共同供養塔においてもその選択肢の一つとして設置するものです。	D

3	1	(原文・整理要約 有・無) モニュメント部分に文字を刻み、魂入れ等の儀式を最初に行うべきではないか。 個人の宗教的な儀式を可能にしてほしい。	共同供養塔は、市が設置し、市が維持管理を行う公の施設ですので、特定の宗教が連想される文字を刻むことはいたしません。文字の代りに苦小牧市を象徴する樽前山をイメージしたモニュメントを設置します。 また、市としては宗教的な儀式は行いませんが、個人的に行う参拝時においては、他の参拝者の方の迷惑にならない範囲内であれば可能と考えております。	C
4	1	(原文・整理要約 有・無) 生前予約は受けないとしているが、身内のいない人のみ生前予約を可能としてほしい。	通常、納骨手続きは、お骨を管理している方が行うものです。 生前に共同供養塔に納骨を希望する方は、親族等に明確な意思表示をしていただき、故人の意思を受けた方が納骨手続きを行うことになりますので、本市では生前予約は受け付けないとしております。 ただし、この方法では身内のいない方は共同供養塔に入れないことになるため、故人の生前の意志を受けた第三者や代行業者等が納骨手続きを行うことができる仕組みを検討します。	C

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。